

学校体育施設利用時の注意事項

1 利用者が遵守すべき事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- (3) こまめな手洗い、アルコール等（持参）による手指消毒を実施すること
- (4) 他の利用者等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること
（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (5) 利用中に大きな声での会話、応援等はしないこと
- (6) 新型コロナウイルス感染者が確認された場合に備えて、利用者全員（観覧者等含む）と連絡および調査が行えるように名簿を保管すること
- (7) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、蒲郡市スポーツ推進課に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

2 施設利用上の注意事項

- (1) 運動・スポーツを行う施設的环境
 - ・換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
 - ・体育館の床をこまめに清掃すること
 - ・体育館等の施設において、密な状態とならないようにすること
- (2) 洗面所
 - ・トイレのふたを閉めて汚物を流すこと
 - ・石鹸を使用し、適切に手洗いすること
 - ・タオルを持参し、手洗後はよくふき取って乾かすこと
- (3) ゴミの廃棄
 - ・鼻水、唾液などがついたゴミは、床に置かず、ビニール袋（持参）に入れて密閉して縛り、必ず持ち帰ること
- (4) スポーツ用具
 - ・スポーツ用具（ラケット、シャトル、ボール等）は利用者各自で持参し、できるだけ共用しないこと

- 3 清掃・消毒 ※消毒液・除菌シートは各利用団体が用意すること
- ・通常の清掃後に、必ず清拭消毒すること
 - ・学校設備器具については、触れる箇所を最低限にするなど工夫して使用すること
 - ・利用者が触れたと考えられる場所を清拭消毒すること
(出入口扉の取っ手、トイレのドアノブ、水洗レバー、使用した学校設備器具など)

4 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

(1) 十分な距離の確保

- ・運動、スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。
※介助者や誘導者の必要な場合を除く。感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること

(2) 位置取り

- ・走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

(3) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

(4) タオルの共用はしないこと

(5) 水分補給については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。施設内での食事は禁止です。

(6) 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと